

前橋市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例
の制定について（議案第50号）

建築指導課

1 制定の理由

小規模な公園等（公園、緑地又は広場）の管理に係る負担を鑑み、都市計画法施行令に基づき、公園等の設置を要する開発区域の面積基準を緩和する。

2 主な内容

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を1ヘクタール（現行0.3ヘクタール）とする。

3 施行期日

令和7年4月1日